

四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第49号

四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成31年四日市市規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表第2（第13条関係）				
設備器具等使用料				
名称	種別	単位	金額（円）	備考
アリーナ	（略）			
	格技用タイマー	1式1回	660	
	システムカウンター	（略）		
	球技用タイマー	1式1回	660	
	移動観覧席	（略）		
	（略）			
多目的室	（略）			
	ポータブルワイヤレスアンプ（マイク付）	（略）		
	武道用マット	1式1回	660	
トレーニングルーム	冷暖房装置	（略）		
	（略）			

備考

- 1 午前、午後又は夜間の使用時間を各1回とする。
- 2 照明装置を半時間利用する場合の使用料は、規定料金の100分の50とする。

3 備考に規定する場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

改正前

別表第2（第13条関係）

設備器具等使用料

名称	種別	単位	金額（円）	備考
アリーナ	（略）			
	武道用タイマー	1式1回	660	
	システムカウンター	（略）		
	移動観覧席	（略）		
	（略）			
（略）				
多目的室	（略）			
	ポータブルワイヤレスアンプ（マイク付）	（略）		
トレーニングルーム	冷暖房装置	（略）		
	（略）			
（略）				

備考 午前、午後又は夜間の使用時間を各1回とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例施行規則別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に行う使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（スポーツ・国体推進部スポーツ課）